

くらしの情報



取り壊した建物はありますか？
平成18年中に取り壊した建物は、固定資産課税台帳から削除しなければなりません。取り壊したにもかかわらず、取り壊しの届出をしないと、来年度も課税されることとなりますので、手続きをお願いします。

なお、届出に基づいて、現地を確認させていただきますのでご協力ください。

連絡いただく事項

- 納税者の住所、氏名
- 建物の所在地
- 建物の内容(用途、構造、面積、取り壊し月日など)

▼問合せ・連絡先 税務課 資産税担当(内線236)

事業主の皆さん 償却資産の申告は1月31日(水)までに
毎年1月1日現在で、事業のために使用している機械などの償却資産は固定資産税の課税対象になります。該当する事業者の方は、資産の多少にかかわらず、1月31日(水)までに申告書を税務課へ提出してください。

平成18年中に新規に事業を始めた方など申告書が必要

漁業税務の代表電話が自動音声案内になります
12月から漁業税務署の代表電話(☎0765-2411370)が「自動音声案内」となり、左記の番号を選択していただくと、それぞれの部署へ電話が繋がります。(直通番号は今までどおりご利用になれます。)

自動音声案内の項目番号

- 「1番」個人課税部門(個人の所得税・消費税など)
- 「2番」資産課税部門(相続・贈与、譲渡所得など)
- 「3番」法人課税部門(法人税、法人の消費税、源泉所得税など)
- 「4番」管理徴収部門(税金の納付、還付金の振込みなど)
- 「5番」総務課(右記以外で税務署にご用の方)

戦没者等のご遺族の皆さまへ 第8回特別弔慰金が支給されます
「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」が改正され、戦没者などのご遺族のう

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」が定められました

北朝鮮当局による人権侵害問題(拉致問題)に関する認識を深めていただくとともに、国際社会と連携しながら当該問題の実態を解明し、人権侵害の抑止を図ることを目的として、本年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

市民の皆さまには、この機会に、北朝鮮当局による人権侵害問題に対する関心と認識を深めていただくとともに、拉致被害者の早期帰国に向けた各種取組みにご理解をお願いいたします。

「北朝鮮人権問題啓発週間」講演会
とき 12月10日(日) 15:00～16:30
ところ 富山県教育文化会館集会室

ち、平成17年4月1日において公務扶助料や遺族年金などを受けられない場合、支給順位が先順位となるご遺族お一人に、額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます。

受給するためには、平成20年3月31日までに請求書を出す必要がありますので、福祉課へお越しください。

なお、第6回または第7回特別弔慰金を受給されていた方は、今回も受給権を有する可能性がありますので、思い当たる方はお問い合わせください。

▼問合せ先 福祉課社会福祉担当(内線331)

平成19年成人式について
とき 平成19年1月7日(日) 午前10時～午前10時5分(受付)

※該当者は、昭和61年4月2日～昭和62年4月1日まで生まれの方です。

※成人者の名前は、市の広報には掲載いたしません。ご了承ください。

※現在、市内に住居票をお持ちでない方で、市の成人式に出席を希望される方は、12月15日(金)までご連絡ください。

▼問合せ先 生涯学習課(内線256)

INFORMATION

墓地公園の使用申込を受け付けます

受付期間 12月4日(月)～22日(金)

東金屋地内の墓地公園内の使用申込の受付を12月4日(月)から開始します。

募集区画数および使用料

規格墓地(10区画) …一定の規格で作る規格墓地

自由墓地(5区画) …自由な規格で作る自由墓地

種類および面積	区画数	使用料
2種6㎡	7	228,000円
3種8㎡	3	428,000円

面積	区画数	使用料
4㎡	3	168,000円
8㎡	1	442,000円
8.75㎡	1	511,750円

条件 使用許可を受けてから3年以内に墳墓を設置しなければなりません。(設けない方は使用の許可を取り消すことがあります。)

割増使用料について 割増料金があります。

- ①本市に本籍を有している方で、市内に住所を有しない方は2割増額
- ②市内に住所を有している方で、居住期間が1年未満(平成18年1月1日以降)の方は2割増額
- ③本市に本籍も住所も有しない方は、5割増額

抽選など 12月4日(月)～22日(金)までに申込された方で場所が競合した場合は、抽選で決定します(12月26日(火)抽選予定)。以後の許可については受付順となります。

問合せ先 都市開発課(内線435)

ご意見をお寄せください ～滑川市国民保護計画(素案)について～

市では、国民保護法の規定に基づき、武力攻撃などの事態において皆さんの生命、身体および財産を保護するため、武力攻撃に伴う災害への対処などの措置について定める「滑川市国民保護計画」を策定中です。この計画(素案)について、市民の皆さまのご意見(パブリックコメント)を募集します。

計画(素案)を公表する場所および期間

公表場所 ◆総務課(市役所2階) ◆情報公開総合窓口(市民会館1階) ◆各地区公民館

※市のホームページ(<http://www.city.namerikawa.toyama.jp/>)からもご覧いただけます

公表期間 12月4日(月)～22日(金)(市役所、公民館の休みの日は除きます。)

募集対象 市内に在住または通勤・通学する個人、事業者、団体の方

ご意見の募集期間および提出方法 12月4日(月)～22日(金)までに、郵送(当日消印有効)、FAX、Eメールなどにより下記までお寄せください。※用紙、書式は問いません。

ご意見の取扱方法 お寄せいただいたご意見は、計画策定の参考とさせていただきます。また、ご意見の概要とご意見に対する市の考え方などについて、市のホームページ上で公表します。(この場合、ご意見をお寄せいただいた個人が特定されるような記載方法とはしません。)なお、お寄せいただいた方への個別の回答は致しませんのでご了承願います。

提出先 〒936-8601(住所の記載は不要です) 滑川市総務課 FAX 475-6299

E-mail: soumu@city.namerikawa.lg.jp

問合せ先 総務課(内線211)

深層水利活用 情報交換会 参加者募集

7種類の深層水を分水できる滑川海洋深層水アクアポットがオープンして2年あまり経ち、たくさんの方々に深層水を利用いただいています。

市では、主に農業分野において、すでに深層水を利用しての方々と、これから深層水を利用してみようと思っいる方々、深層水に興味のある方々などを対象にした講演会および意見交換会を開催します。

とき 12月7日(木) 午後3時～2時間程度

ところ ほたるいかミュージアム コミュニティプラザ

内容 「農業分野での海洋深層水の利用方法について」

講師 富山県立大学短期大学部教授

その他 葎田 隆治さん

定員 50人

▼問合せ先 商工水産課(内線342)